

## 世田谷区地域行政推進計画（素案）からの主な修正について

<地域行政推進計画(案)>（以下のページ番号は、計画（案）の下部のページ番号）

- ・ 全体  
「(仮称) 地域経営方針」を「地域経営方針」に修正した。
- ・ 5 ページ（地域行政を推進する基本的な考え方）  
<地域行政制度>の図を記載した。
- ・ 7 ページ（計画の理念）  
「多様性の尊重」の視点で取組みを進めることを記載した。
- ・ 8 ページ（地域行政の基本となる考え方）  
（3）地域福祉の推進について、世田谷版地域包括ケアシステムの特徴を追記するとともに、多様化するニーズに応えるため就労、教育、社会参加、防犯・防災を新たな要素として加わる旨を記載した。
- ・ 9 ページ（地域行政の基本となる考え方）  
（4）地域防災力の向上について、「被害の拡大を防ぐ」を「被害の軽減を図る」とし、タウンミーティングにおける「コミュニティが強い地域は防災力が強いことコミュニティが重要」という意見等から記載を修正した。
- ・ 11～26 ページ（地区・地域の実態に即したまちづくりの推進）  
各地域経営方針を記載した。
- ・ 27～50 ページ（計画期間中の施策の方向性と具体的な取組み）  
計画期間中の施策の方向性と具体的な取組みについて、施策体系別に個票を記載した。
- ・ 51 ページ  
第6 計画の推進に向けて について、地域行政推進条例第19条及び第20条に基づく具体的な進行管理や区民意見を聴く機会等について記載した。
- ・ 51 ページ以降  
資料編（地区の現況等）を追補した。